

台風による暴風警報発令下での施設運営の取扱い（大雨警報のみでは休所しません）

午前7時の時点で泉州地方を含む地域で台風による暴風警報が発令されている場合は、午前9時まで自宅待機とします。その上で、下記のように取り扱います。（ホームページにも情報を掲載いたします。）

★午前7時時点での待機、午前9時までの暴風警報解除による1時間遅れの開所の対応については、原則として、当日の朝には連絡しませんのでニュース等で必ずご確認ください。

1. 台風がさらに泉州地域に接近してくる可能性がある場合

- ・午前9時の時点でも暴風警報が解除されていなければ、その日は臨時休所いたします。
- ・午前9時までに暴風警報が解除された場合には
 - ⇒自力通所（自己通所）の利用者は、安全を確認し通所して下さい。
 - ⇒送迎利用者の方は、送迎車が通常送迎時刻の約1時間遅れで出発しますので、それを目安に送迎場所に来てください。また、自宅が送迎場所まで遠いなど、決められた送迎時刻までに到着することが難しい場合は個別に対応いたしますので、ご連絡ください。
- ★送迎時間帯が通常日と異なるため、交通量に大きな違いが見込まれます。相当程度の到着時刻のずれが起こる可能性がありますので、送迎場所においても施設との連絡ができますよう、可能な限り、携帯電話、スマートフォン等をお持ちください。

2. 台風（の中心）がすでに泉州地域を通過している場合

- ・午前9時までに暴風警報が解除されれば、1.の場合と同じく1時間遅れの開始とします。
- ・暴風警報は解除されていないものの、台風（の中心）がすでに泉州地域を通過していて、その後の天気の回復が確実と思われる場合は、施設で台風の数値、強さなどを勘案し、午前10時の時点までに施設を開所するのか、それとも休所するのか判断した上で、連絡いたします。
 - ⇒施設を開所する場合は、開所時刻、送迎時刻等も含めて連絡いたします。
 - ⇒施設を休所する場合も連絡いたします。

遅れて開所するときのパターン（青い鳥の通常の開所時刻は9:15です。）

- ・Aパターン 通常より1時間遅れの10:15開所 送迎車も1時間遅れで出発
- ・Bパターン 通常より2時間遅れの11:15開所 送迎車も2時間遅れで出発
- ・Cパターン 通常より2時間30分遅れの11:45開所 送迎車も2時間30分遅れで出発
- ・Dパターン その他 個別に連絡いたします。

★開所、休所の見通しがたまた強い不安を覚える方については、施設の連絡をまたず、本人、ご家族で施設を休まれる判断をしていただいて構いません。その場合はすみやかにご連絡ください。

特別警報が出た場合

朝7時の時点以降で泉州地域に特別警報が出ている時は休所といたします。